

公認スノーボード指導者検定基準及び実施要領

Ⅱ 公認スノーボード準指導員検定基準

2. 公認スノーボード指導者検定規程第20条に基づき、スノーボード準指導員検定基準及び実施要領を次のとおり定める。

(1) 検定内容

検定内容は、実技種目と理論とする。

① 実技種目は、次のとおりとする。

(実践種目)

- ミドルターン（中急斜面）
- ショートターン（中急斜面）
- フリーラン（中急斜面）

(指導種目)

- ミドルターン（緩中斜面）
- スイング to スイング（緩中斜面）
- トラバース～ジャンプ（緩斜面）

② 理論

理論の出題範囲は、TOTAL SNOWBOARDING (SAJ スノーボード教程)、日本スキー教程安全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のためとする。

(2) 養成講習

① 養成講習は、集合講習12時間、自主学习6時間、加盟団体が実施する。

- 基礎理論 4時間(集合講習3時間、自主学习1時間)
- 指導実習 2時間(集合講習1時間、自主学习1時間)
- 実技実習12時間(集合講習8時間、自主学习4時間)

② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員等とする。

③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。

(3) 採点基準

① 実技種目は、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、少数点第1位を四捨五入とする。

② 1種目当たり、100ポイントとし、6種目の評価の合計が450ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が450ポイント以上であっても、6種目中5種目が75ポイント以上でなければならない。

- ③理論は、100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- ④養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。
- ⑤総合判定は、同一年度内において、実技・理論の合格をもって合格とする。

平成10年10月5日	制定
平成12年9月20日	改正
平成14年6月28日	改正
平成15年6月27日	改正
平成21年9月18日	改正
平成23年9月20日	改正
平成29年7月15日	改正
平成30年12月13日	改正
令和2年11月6日	改正